

スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する  
一般化学物質の候補物質について

## 1. 生態影響に関する有害性データの信頼性評価

今年度のスクリーニング評価では暴露クラス 1~4 の物質について、「信頼性評価手法<sup>1</sup>」に従い生態影響に関する有害性データの収集及び信頼性確認を実施している。

信頼性評価手法に明記されている有害性データの収集範囲を以下に示す。

### 3.1 詳細な信頼性評価を必要としない有害性データの収集範囲と信頼性評価

- ① 化審法審査済みの有害性データ（新規及び既存化学物質）
- ② 環境省（庁）等、国が実施した生態影響試験結果のうち、既に毒性値の信頼性評価がされているもの（生態リスク初期評価での信頼性が評価済みの有害性データ等）
- ③ 農薬取締法水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準準設定に用いられた有害性データで、指定試験法の条件を満足するもの
- ④ 米国環境保護庁（US EPA）Pesticide Ecotoxicity Database に登録された有害性データ
- ⑤ OECD SIDS レポート（SIDS Initial Assessment Report）で評価された有害性データ
- ⑥ 欧州連合（EU）「IUCLID」（International Union Chemical Information Database）に登録された有害性データ
- ⑦ 欧州連合（EU）ECHA（European Chemicals Agency）の Information on Registered Substances に登録された有害性データ
- ⑧ 環境省 化学物質の環境リスク評価（生態リスク初期評価）で信頼性が評価された毒性値
- ⑨ EU ECB(European Chemicals Bureau) リスク評価書（EU Risk Assessment Report）で信頼性が評価された有害性データ
- ⑩ （独）製品評価技術基盤機構 化学物質の初期リスク評価書又は化学物質有害性評価書に採用された有害性データ
- ⑪ 欧州産業界 ECETOC の水生生物毒性データベース（ECETOC Aquatic Toxicity : EAT）に登録された有害性データ
- ⑫ WHO/IPCS 環境保健クライテリア（EHC）に採用された有害性データ

<sup>1</sup> 化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について（平成 23 年 9 月 15 日）<http://www.env.go.jp/council/05hoken/y051-179b/ref04-2.pdf>

- ⑬ WHO/IPCS 国際簡潔評価文書 (CICAD) に採用された有害性データ
- ⑭ Japan チャレンジプログラムで取得された有害性データ
- 3.2 詳細な信頼性評価を必要とする有害性データの収集範囲と信頼性評価
- ① 事業者から報告された有害性データ (実測又は学術論文等の有害性データ)
- ※3.1①に該当するデータを除く。
- ② 国内外の政府機関等で生態影響試験が実施されているが、信頼性評価が行われていない
- ・ 環境省生態影響試験事業で信頼性の確認がされていない有害性データ
  - ・ 濃縮度試験予備試験での有害性データ
  - ・ 既存点検で審査が実施されていない有害性データ
- ③ 国内外の政府機関等から有害性データは公表されているが、信頼性評価が行われていない又は行われているか不明
- ・ カナダ環境省/保健省 Assessment Report Environment Canada : Priority Substance Assessment Reports (優先物質評価報告書)
  - ・ Australia NICNAS Priority Existing Chemical Assessment Reports
  - ・ WHO/FAO Pesticide Data Sheets (PDSs)
  - ・ BUA Report
- ④ 以下の生態毒性データベース等から得られる学術論文等での有害性データ
- ・ US EPA 生態毒性データベース「ECOTOX」 (ECOTOXicology knowledgebase )
    - ・ OECD QSAR Toolbox に含まれる生態毒性データベース (Aquatic OASIS)

11  
12  
13  
14  
15  
16

上記情報源を調査し、有害性データが得られた場合、信頼性評価手法に従い試験法、生物種等を確認した上で、有害性データの信頼性を以下の4ランクに区分する。このうち、信頼性ランク1又はランク2とされた毒性値はPNEC値算出のキースタディの候補とし、スクリーニング評価に用いられる。

- 【ランク1 信頼性あり (制限なし)】
- ・ 指定試験法を用いて、GLP (Good Laboratory Practice、優良試験所基準) に従って試験が実施されている。
- かつ
- ・ 被験物質に関する情報 (純度、成分等) が明記されており、含まれている不純物等の成分は毒性に影響しないと考えられる。被験物質

の純度が 95%以上であれば、不純物等の成分は毒性に影響を与えないとみなす。

**【ランク 2 信頼性あり（制限付き）】**

・ 指定試験法からの逸脱や不明な点が若干あるが、総合的に判断して信頼性がある。

かつ

・ 被験物質に関する情報（純度、成分等）が明記されており、含まれている不純物等の成分は毒性に影響しないと考えられる。被験物質の純度が 95%以上であれば、不純物等の成分は毒性に影響を与えないとみなす。

**【ランク 3 信頼性なし】**

・ 試験方法は指定試験法からの逸脱が著しく、指定試験法への適合性が判断できない。

または

・ 被験物質に関する情報（純度、成分等）が明記されているが、不純物が毒性値に影響している可能性が否定できない。

**【ランク 4 評価不能】**

・ 試験方法に不明な点が多く、指定試験法への適合性が判断できない。

または

・ 被験物質に関する情報（純度、成分等）が明記されておらず、その妥当性が判断できない。

17

18

19

**2. 有害性情報収集及び信頼性評価の結果**

20

令和 2 年度暴露クラス 1~4 の CAS 登録番号が付与されている一般化学物質 418 物質について、基本的には暴露クラスが大きい物質から基本的には CAS 登録番号を用いて有害性データを収集し、得られたデータの信頼性評価を実施している。

24

そのうち、信頼性評価手法に示す有害性データの収集範囲を検索したが、有害性データが得られなかった物質は、27 物質あった。さらに、有害性データは得られているが信頼性が低く、結果として有害性クラスを付与するに足るデータが得られない物質は 2 物質あった。今年度は、これらの合計 29 物質についてデフォルト適用の検討を行った。

28

29

30

31 **3. 今年度のスクリーニング評価におけるデフォルト適用候補物質の選定結果**

32 2. で示した 29 物質についてデフォルト適用の検討を行った結果、「重合  
33 物」や「水に難溶解性の物質」等の 24 物質については、評価手法の検討が必要  
34 との理由から、デフォルト適用は保留とされた。それ以外の 5 物質について  
35 関連情報を検討した結果、今年度は 1 物質がデフォルト適用候補となった。  
36 (物質詳細は、次ページ表参照)

37

38

39 **4. デフォルト適用候補物質に関する今後の取り扱い**

40 デフォルト適用候補物質に関する有害性情報又は試験実施申出書の提供に  
41 ついて、10 月 12 日から 12 月 25 日までの間、経済産業省または環境省のホ  
42 ームページで依頼している。

43 当該期間内に有害性情報又は試験実施申出書の提供がなかった場合には、  
44 来年 1 月の審議会にて優先判定に関する審議を予定している。

45

46

47

表 デフォルト適用候補物質

番号	CAS登録番号 (CASRN®)	MITI番号(官報公 示整理番号)	白通し番号	名称	構造	分解性	令和元年度暴露クラス(生態) 分解性考慮	デフォルト適用検討 の理由		有害性情報収集の状況*			参考: QSAR予測結果					
								有害性情 報なし	情報の信 頼性なし	調査日	調査した CASRN®	有害性情報収集の結果	ECOSAR			KATE		
													藻類 (mg/L)	甲殻類 (mg/L)	魚類 (mg/L)	藻類 (mg/L)	甲殻類 (mg/L)	魚類 (mg/L)
1	73038-32-1	7-153		Poly(oxy-1,2-ethanediyl), α- sulfo-ω-(sulfooxy)-, sodium salt (1:2)	$\text{HO}_2\text{S}-\left[ \text{O}-\text{CH}_2-\text{CH}_2 \right]_n-\text{OSO}_3\text{Na}$ * 2 Na	難(デ フォ ルト)	4	○		2020年6月	73038-32-1	有害性情報は得られなかった。	logP ×	logP ×	logP ×	判定不能	判定不能	判定不能

\* 有害性情報の収集範囲は、「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について」([http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/reliability\\_criteria04.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria04.pdf)) の「3.1 詳細な信頼性評価を必要としない有害性データの収集範囲と信頼性評価 (1) 有害性データの収集範囲」、および「3.2 詳細な信頼性評価を必要とする有害性データの収集範囲と信頼性評価 (1) 有害性データの収集範囲」の通り。